

議案第 1 号

令和元年度橋本市一般会計補正予算(第 4 号)について

令和元年度橋本市一般会計補正予算(第 4 号)を、別紙のとおり議会の議決を  
求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和元年度 橋本市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度橋本市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,906千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,601,571千円とする。

2. 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月2日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
9 地 方 特 例 交 付 金	
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金
14 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
18 繰 入 金	
	1 特 別 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
19 繰 越 金	
	1 繰 越 金
20 諸 収 入	
	5 雑 入
21 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
119,399	77	119,476
89,399	77	89,476
3,187,755	△29,100	3,158,655
2,312,999	593	2,313,592
851,541	△29,693	821,848
1,940,685	14,649	1,955,334
1,090,246	1,571	1,091,817
593,668	13,078	606,746
1,126,901	11,752	1,138,653
305	6,443	6,748
1,126,596	5,309	1,131,905
1	38,021	38,022
1	38,021	38,022
791,161	1,507	792,668
730,571	1,507	732,078
1,549,800	△30,000	1,519,800
1,549,800	△30,000	1,519,800
25,594,665	6,906	25,601,571

歳 出

款	項
1 議 会 費	1 議 会 費
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費
	3 徴 税 費
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
	5 選 挙 費
	6 統 計 調 査 費
	7 監 査 委 員 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
	2 清 掃 費
	3 上 水 道 整 備 費
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費
	2 林 業 費
7 商 工 費	1 商 工 費
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費
	3 河 川 費
	4 都 市 計 画 費
	5 住 宅 費
9 消 防 費	1 消 防 費
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 幼 稚 園 費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
233,571	4,734	238,305
233,571	4,734	238,305
2,049,398	2,219	2,051,617
1,457,652	16,479	1,474,131
280,141	△19,072	261,069
103,412	△936	102,476
136,850	4,979	141,829
18,294	521	18,815
23,326	248	23,574
10,107,575	83,008	10,190,583
5,236,647	73,206	5,309,853
4,072,765	9,802	4,082,567
2,888,956	△22,763	2,866,193
662,960	△21,762	641,198
1,324,729	△1,181	1,323,548
122,512	180	122,692
654,948	△18,580	636,368
624,076	△19,770	604,306
30,872	1,190	32,062
792,525	2,560	795,085
792,525	2,560	795,085
2,033,058	△58,066	1,974,992
549,734	△80,592	469,142
15,612	500	16,112
1,195,359	△3,778	1,191,581
259,515	25,804	285,319
1,020,881	4,565	1,025,446
1,020,881	4,565	1,025,446
1,977,192	9,229	1,986,421
377,328	977	378,305
279,968	1,400	281,368
123,286	6,429	129,715
125,046	710	125,756

款		項					
10 教	育	費	5 社	会	教	育	費
			6 保	健	体	育	費
歲		出	合 計				

補正前の額	補正額	計
415,734	△4,459	411,275
655,830	4,172	660,002
25,594,665	6,906	25,601,571



## 第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
帳 票 関 連 包 括 ア ウ ト ソ ー シ ン グ 委 託	令和元年度～令和8年度	147,000千円
生 活 系 ご み 収 集 運 搬 委 託	令和元年度～令和3年度	330,121千円

### 第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 164,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
学校教育施設等整備事業	0			
緊急防災・減災事業	119,100			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 129,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
2,100			
121,400			